

## 付議事件及び審議結果

11月30日上程

報告第 4号	町長の専決処分事項の報告について	11月30日	同意
議案第56号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	11月30日	可決
議案第57号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決

平成21年第3回坂城町議会臨時会

目 次

第1日	11月30日(月)	
○議事日程	.....	2
○会議録署名議員の指名について	.....	2
○会期の決定について	.....	2
○町長招集あいさつ	.....	3
○報告第4号、議案第56号～議案第57号の上程、 提案理由の説明、質疑、採決	.....	3
○町長閉会あいさつ	.....	12

## 平成21年第3回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年11月30日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 11月30日 午後3時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	田 中 邦 義 君	8番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1名
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	山 崎 金 一 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 5 6 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5 7 号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

**議長（春日君）** ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、1番 田中邦義君から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（春日君）** 会議規則第120条の規定により、5番 山城賢一君、6番 入日時子さんを会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（春日君）** お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(春日君)** ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**町長(中沢君)** 本日ここに平成21年第3回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にご出席を賜り開催できますことを心から感謝申し上げます。

さて、議会定例会の前日であります本日、臨時会を開催いたしましたのは、基準日を12月1日と定めております期末・勤勉手当の年間支給月数につきまして、国の人事院勧告と県の人事委員会勧告に差異がございます。昨今の経済状況を見ますと、国全体として、また県内においても一部の明るさをという兆しもございますが、しかしながら、町の経済状態は依然として厳しい状況にあると認識しております。

町といたしましては、また従前のおり、県人事委員会勧告を尊重する中で職員組合の合意を得まして、浅間テクノポリス圏域の他の市町村の状況等も考慮し、町の厳しい環境に鑑み、0.55月を削減する改定をお願いするものでございます。

県下80市町村の中で一番厳しい選択をさせていただきましたが、職員とともども、それだけ厳しいということを認識をしながら町政に対応してまいりたいと思います。

本臨時会でご審議をお願いします案件は、専決処分事項の報告、一般職員の給与等に関する条例等の一部改正等2件の計3件でございます。よろしくご審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、臨時会開会のごあいさつといたします。

---

**議長(春日君)** 日程第4「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第6「議案第57号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(春日君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 専決第10号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」説明いたします。

本案は、新型インフルエンザワクチン接種について、低所得者の負担軽減を図るために急を要する案件として10月30日に専決をいたしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億9,711万5千円とするものであります。

歳入については、国庫補助金として430万5千円、県補助金として215万2千円、財政調整基金からの繰入金215万3千円でございます。

歳出については、低所得者に係る新型インフルエンザ接種の費用861万円を追加するものでございます。

議案第56号「坂城町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」説明いたします。

本案は、輸出関連の製造業の比率が高く、景気低迷の影響をより大きく受ける当町におきましては、県内他の市町村よりも厳しい経済状態であることに鑑み、県人事委員会勧告を尊重し、産業構造が近い浅間テクノポリス圏域内の他の市町村の状況も参考にし、町職員組合の合意を得る中で提案するものでございます。

主要な改正内容は、一般職の給料表全体で平均0.17%の引き下げ、期末・勤勉手当を現行の4.5カ月から今年度以降は0.55月分を引き下げ、年間3.95カ月にいたし、また平成18年度の給与改定に伴う経過措置対象職員の月額0.24%の引き下げ及び月60時間を超える時間外勤務時間に関する手当の支給割合については、100分の125、または135から100分の150に引き上げるものでございます。

議案第57号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

本案は、一般職員の給与改正にあわせ、町議会議員及び常勤特別職等の期末手当の改正を行うものであります。

改正内容は、期末手当を今年度以降、年間3.3カ月から0.35カ月を引き下げ、年間2.95カ月とするものでございます。

以上ご審議の上適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時14分～再開 午後3時24分)

議長(春日君) 再開いたします。

◎日程第4「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

「専決第10号 平成21年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」

議長(春日君) これより質疑に入ります。

5番(山城君) 補正専決について説明いただきましたけれども、私も9月議会におきまして、インフルエンザなどについては、これから拡大するについて町側の対応について質問させていただきました。今回、国、県、それから町ということで補正が861万円出たわけですが、どういった内容でこの金額を使うのか、詳細説明をお願いしたいと思います。

福祉健康課長(中村さん) 861万円の内容ですけれども、これは新型インフルエンザの予防接種、ワクチンの予防接種の低所得者に対する軽減措置ということで、非課税世帯、それから生活保護世帯の優先接種者に対するインフルエンザ接種費用を全額免除するというものです。

一応町で見込みましたのは1,400人分を見込んでおります。国が2分の1の補助、県が4分の1の補助、町が4分の1ということで負担をいたしまして補助をするというものです。以上です。

5番(山城君) 対象人数は1,400人ですか、わかりましたが、いつから実施されていくのか。それから県の方でも医療機関で集中すると、申し込みが殺到して混乱するというので、各市町村で窓口を設けて対応していくというような、これも対応の仕方によっては大変混乱はするんですけれども、この対応については町としてはどういう考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

福祉健康課長(中村さん) 予防接種の関係なんですけど、優先接種者の接種スケジュールというのがありまして、今のところ10月26日の接種スケジュールということで、医療従事者から始まりまして妊婦さん、それから基礎疾患のある方、乳幼児、小学校の1年生から3年生、1歳未満の保護者、小学校の4年生から6年生、中学生、高校生、65歳以上の高齢者の方という順に接種スケジュールが決まっております。

また接種の状況が変わってきてもおりますので、新聞等の報道ですと変わって報

道されていますが、県の方から町の方へ来るのは30日にといことですので、明日あたりに通知が来るかと思います。

それから先ほどの接種予約の受付業務を代行という、それも新聞で報道がありましたけれども、その件につきましては、町で中学生の方に対する接種の予約の代行ということになるかと思うんですが、明日町内の医療機関のお医者さんと打ち合わせをしまして、どのようにしたらよいか検討をして、お医者さんの意向をお聞きした上で対応してまいりたいと考えております。以上です。

実施なんです、インフルエンザの接種ですが、これはもう10月から医療従事者から始まっております。それで先ほどの軽減の関係なんです、軽減につきましては、接種されている方については接種証明書と領収書をお持ちいただいて保健センターの方で申請をしていただいて償還払いということで対応してまいります。

それから町と代理受領契約、千曲医師会に加入されていて国の受領委託医療機関になっている医療機関で実施する場合、町で該当である証明書をお持ちいただいて接種していただきますと、無料で接種ができるようになっております。それは11月1日からということとなっております。以上です。

**11番（円尾さん）** 先ほどの答弁の中で1,400人という方が軽減措置を受けられるという話でしたけれども、その中で優先者というお話をされたんですけども、優先者以外、例えば順番にやっていくわけですけども、その枠に入らない65歳以前の方とか若い方とかという方には対象にならないんですか、この低所得者という中には入っていないんですか。それが1点。

それからもう1点は、今のインフルエンザの流行の状況というのは、どうなっていますでしょうか。ちょっと今日も保育園に顔を出したらクラス閉鎖というような話が出されていましたが、ちょっと気になる場所なんですけれども、どんな状況でしょうか。

**福祉健康課長（中村さん）** 負担の軽減の件につきましては、今のところ優先接種者で非課税世帯の方、それから生活保護世帯の方ということで、そのほかの方は対象に考えておりません。

それと今現在のインフルエンザの状況ですが、保育園の方は、村上保育園が感染がちょっとひどくて、29日まで、昨日までですね、閉鎖になっているところが3クラスありまして、今日からは皆さん元気で、村上保育園は出てこられておるそうです。

それから保育園につきましては、そのほか感染されている方はいますが、今のところクラスで閉鎖になっているところはございません。

それと小・中学校の方なのですが、坂城小学校で1年生1クラスが学級閉鎖という状況でございます。以上です。

**11番（円尾さん）** ひとつ軽減の件なんですけれども、優先的に接種される方の軽減だけという形になると、それ以外の生活保護の方とか、低所得者という形になってくるんですけれども、その人たちに対しては、この制度は全然効き目がないということなんでしょうかね。それとも、その後また配慮して延長していくのかどうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**福祉健康課長（中村さん）** 今のところ新型インフルエンザワクチンの供給量が優先接種者ということですので、今後ワクチンのぐあいにもよるかと思えますけれども、今のところはそういう状況で対象としては考えておりません。今後そのほかの方の接種ができるようになったときに、またその辺のところは考えていかなければならないかと思えますけれども、今はスケジュールを見ましても、これ以上の方は、この年度内にできるような予定にはなっておりませんので、そういう状況です。以上です。

**4番（大森君）** 1,400人の対象なのですが、この方々に対しては予防接種を受けるようにというような通知はされるのでしょうか。

**福祉健康課長（中村さん）** 格別個人的には通知を差し上げておりません。広報、有線、それから町のホームページ等でお知らせをしているという状況です。

**4番（大森君）** そうしますと、広報を見なかった、知らなかったということであれば、その方々は注射を受けられないということになりますよね。そうした場合に、せっかくこういうものを用意されて受けないという状況にしておくということ自体は、この制度をつくる精神からいっても非常に問題じゃないかと思うんですが、やはり対象者にはきちっと通知して、通知することによってご本人が注射を受けるか受けないかご本人に判断していただくという、そういうところまでぜひやっていただきたいと思いますが、それについてどのような対応をされますか。

**福祉健康課長（中村さん）** 新型インフルエンザの予防接種の関係なのですが、これはあくまでも任意の接種ということでございまして、特別にこちらからこの方が受けなければいけないということではなくて、ご本人の判断でやっていただくということです。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

◎日程第5「議案第56号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

4番（大森君） 今の経済状況、町内の経済状況、国際的にもそうですけれども、大変な状態であるということは非常によくわかるわけでありましてけれども、また特に町内、説明の中でもありましたけれども、輸出中心の当町というところへいけば大変な状況にあることはよく承知しているわけですが、6月議会のときも私は質問させていただいたんですが、これについて年間通して6月と12月、合計でどのぐらいの影響額になるのか。それについて6月議会のときでも質問したわけですが、これだけの額、相当いくと思うんですが、これについて、どういうものにお使いになるのか、それについて説明願いたいと思います。

総務課長（宮下君） 6月の影響額、一般職員につきまして、およそ950万円ほどございました。12月の今回の影響額が1,700万円ほどでございます。合計しますと、約2,600万円から2,700万円がおおむね影響されます。

ただ、ご案内のとおり、現在のところ、例えば法人町民税におきましても前年に比べまして10月末で大体65%から、町民税におきましても前年の10月末と比べまして14%ほど少ない状況であります。そういった中では、今このお金をもって何々の事業をするという考えはございません。

4番（大森君） それでは、これはただ減額しただけということになるわけですが、特に職員の定数の問題等あるわけですが、特に非正規の皆さんの、非正規といいますか、職員の定数を削減しながら、そして正職員を置き換えていくというような形で今なされてきているということと、もう1点は、職員の皆さんの仕事量が減ってきているわけではないと。それよりもまして職員の少なさになってきて仕事量が過密になっているというような点から見て、何にも使わないといいますか、一般会計として全体の中へ振り分けていくということになるかと思うんですが、職員の皆さんがこれだけ、いわば抛出されているということですので、それは何に使われているかということが、ある程度わかるような、そういうような施策を考えていただきたいというふうに思いますが、それについてもう1度答弁願いたいと思います。

総務課長（宮下君） 今回の削減につきましては、例えば行政改革をする中で、この金額を減らしましょうとかという形ではございません。町を取り囲むこういった経済情勢という中で、県の人事委員会の方で県内の状況はこうだというような形の中での勧告でございます。その勧告を受けての決断ということでもありますので、これをもって、例えば非正規雇用といいますか、そういう方をその分をもって職員としてどうのこうのというような状況ではないかというふうに思います。

今回の削減の分につきましては、今申し上げましたけれども、歳入の中でも大分マイナスがございます。そういった中では一般的に何かこれをもって事業をするというものには当たらないかというふうに考えます。

11番（円尾さん） 1点は、今日の全協の説明の中にもありましたけれども、臨時職員への対応について、もう1度改めて説明いただきたいと思います。

もう1点は、県がまだ決まっていないというような、もめている状況があるわけですが、0.7という形を人勧よりも倍に出してきているわけですが、坂城町の今の状況を見ますと、本当に大変な状況があるから、0.7でも仕方ないのかなというようなあれにもなりますし、先ほどの話の中では、その浅間テクノポリスの中でこういう関係でということを書いていましたけれども、0.55というものに対する根拠をもう1度説明いただきたいと思います。

総務課長（宮下君） まず1点目、臨時職員ということでございますが、今回の影響、夏と冬を合わせまして0.55カ月ということでもあります。臨時職員全部ということではなく、常勤的非常勤職員ということで、共済組合等加入され、定数管理にされている対象者につきましては影響が出てくるということでございます。その方のほかには影響はないということで考えております。

それと0.55月という形でございますが、支給月数につきましては、県人事院勧告におきまして準拠し、当初0.7月の削減の案で検討をしておりました。現在、今お話もありましたとおり、もとの県議会の方で若干膠着状況という形の中で、県でスムーズに流れていないものを町の議会にお出しするのはいかなものかということで、土曜日に急遽町長からのあれで理事者も集まり、検討する中で、浅間テクノポリスということで、上田市、東御市等が0.5カ月のマイナスということでやっております。

そういった部分も勘案する中で、坂城町の厳しい経済状況というものを勘案し、そこに1割分ということで0.55月というものであります。これが具体的な数字

として、こういうものを持ちまして0.55月と出した数字ではございませんけれども、この辺につきましては、職員組合とも協議をし、合意をいただいた中でご提案をしているものでございます。

**11番（円尾さん）** 臨時職員の場合や常勤的非常勤職員だけが対象ですよということですから、夏のときよりは臨職に対するあれはなかったかと思うんですけれども、現実には常勤的非常勤職員、定数管理をされていても、やはり同じ仕事をしていても、かなりお給料には差があるわけですよ。そこまで持つていく必要、臨時の方にまでこういうことをやっていく必要はないんじゃないかというふうに私は思うわけですけれども、その辺では組合ともおそらくこの辺のことについては話し合いがあったかと思うんですが、やはり臨時の方には私はやめるべきだと思っています。

それから、0.55という根拠というのがなかなか、県との絡みやいろいろありますので、なかなか説得力がなかったかと思うんですけれども、数字的なこと云々というよりも、むしろこういう形でお給料を下げっていくということが購買力をなくしたり、それから公務員のお給料というのが、やはり一番の基準になっていくということを見ると、今のデフレスパイラルとかという中では大変心配をするところですが、今の坂城町の状況を見ると、致し方ないのかなというところが本心、私たちはそういうふうに考えるわけですけれども、そういう中で本当に組合の人たちと膝をつめて話し合いができたのかどうか、その辺をもう1度確かめておきたいと思います。

**総務課長（宮下君）** 臨職への影響の部分でございましてけれども、臨時職員の方で、例えば特別手当が今一応出ているという状況であります。そういった手当を出しているところが他の自治体のどこであるのかどうかという形の中では、坂城町の臨時さんにつきましては大変恵まれているのかなという部分がございまして。そういった面では、ある程度の影響というのはやむを得ないものだというふうに思います。今後こういった形のものにつきましては、組合とも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

私どもとしましては、0.55月という形のもので具体的な数字の中で算出されるという形のもので、町はそれほどの調査能力はございません。そういう中では県の中で実施いただいています県人事院勧告や国の人事院の調査の中の長野県分の調査の中から長野県の経済情勢というものをこういう形で打ち出してきたというものでありますので、その辺のところは真摯に受け止めていると。

町の経済状況につきましては、町内最大手でありますT社、N社等が希望退職を募ったり、人員削減をしているというふうな状況、また倒産をされているところもあるという状況の中で法人町民税の収入減等々考えていく中では、現在、町とすれば、この0.55月の削減というものは、ある程度苦渋の選択ではあります。現実的には長野県で一番厳しい数値を採択しているわけでございます。そういった中で町の職員ともども、この経済情勢に向かって調整、運営につきましては、より一層のものを考えながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**6番（入日さん）** 先ほど円尾議員も質問しましたが、一般職とあわせて常勤的非常勤の臨時職員の方も、この対象になると。夏のときは臨時職員の方に了承をもらったという答弁がありましたが、実際には了承なんかしていませんよという話が後から聞こえてきました。それで仕事の内容が変わらないのに、日常的にも賃金の差があるわけですよね。条例の中にも一般職の給与の中に決して臨時の人の給与のあれが入っているわけじゃなくて、全く別個な条例の中なのに、なぜこういうとき、引き下げるときだけ一緒くたにされてしまうのか非常に私、条例の拡大解釈ではないかと思うんですけども、そういう意味でもぜひ、一般職は仕方ないとしても、常勤的非常勤職員は外すべきだと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

**総務課長（宮下君）** ただいま入日議員さんのご質問の中で私は承諾していないという話がありました。実際に私がお一人お一人とお話をさせていただいて、こういうことで下げさせていただきたいということをお話をさせていただきました。そういう中では了承されていないという話は私にはちょっと理解できない状況であります。

また、常勤的非常勤職員の場合につきましては、町の職員の部分を使いまして、給料表を使いまして算出をしております。そういった中では、お仕事の内容が違う中ではありますけれども、そういった影響というものは当然出てくるかというふうに考えます。

**6番（入日さん）** 前回夏のときも臨時職員や常勤的非常勤職員のボーナスカットの額というのは非常に少なかったわけですよね。でも、やはりそういう普段から一般職と違うという、そういう待遇というのに、やはり納得していない人というか、ほとんどの人が同じ仕事をしているのに、どうして私たちは正職とはこんなにも待遇が違うんだろうと思っているといると思うんですけども、そういうときに関して急に引

き下げに対しては一緒になるという、その辺がやはり納得いかないというのが本心じゃないかと思うんです。話は確かに下げますよという話は聞いたけれども、それを賛成しますかというか、そういうふうな話し方はされなかったと。ただ一方的に下げるとい話を聞いただけだというふうに私は伺っているんですけども、そういう意味でも一般職あるいは特別職と同列ではなくて、やはり普段からそういう差がついているんだから、そういう臨時職員や常勤的非常勤の職員のボーナスカットというのは、ここから外すべきだと思いますけれども。

**総務課長（宮下君）** 私どもの分につきましては0.55月という形でカットするという形のもので。今考えていますのは、常勤的非常勤職員の方につきましては5%程度の削減という形で考えております。ですから、この0.55月をそのまま反映する気は全く持っておりません。

それと6月のときにでも、こういう形で削減をしないと、5%、10%のカットにつきましてご理解を賜りたいということをお願いしたもので、私は一方的にお話をしたつもりもありませんし、また、そういった形の中では丁寧にお話をしに来てくれたというふうに言っていた方もいらっしゃいましたので、よろしく願いいたします。

**議長（春日君）** ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第6「議案第57号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（春日君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

**町長（中沢君）** 平成21年第3回坂城町議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ご審議をお願いいたしました3件につきまして、原案どおりご決定を賜り、あり

がとうございました。審議の中で出されたご意見等につきましては、心にとどめ、事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

明日12月1日から12月定例会がございます。町の状況、事業執行状況等につきましては、その際述べさせていただくことといたしまして、本会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

**議長（春日君）** これにて平成21年第3回坂城町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

（閉会 午後4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員